

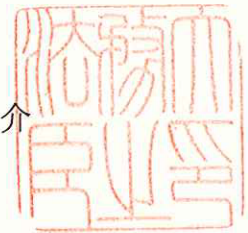
法務省秘企訓第411号

公安調査庁長官

中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）第16条第6項第2号の規定に基づき、平成21年度において、公安調査庁が、その所掌に係る公共の安全の確保に寄与するための業務の実施に当たり達成すべき目標を、次のように定める。

平成21年3月31日

法務大臣 森 英 介



平成21年度において、公安調査庁が、その所掌に係る公共の安全の確保に寄与するための業務の実施に当たり達成すべき目標

1 基本目標

破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うことを通じて、公共の安全の確保を図る。

2 具体的内容

- (1) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（以下「団体規制法」という。）に基づく教団に対する観察処分を厳正に実施する。具体的には、教団に対する調査を、全国的かつ組織的に展開するほか、特に必要があると認められるときには公安調査官による立入検査を行う。また、関係地方公共団体の長からの調査結果提供要請に対しては、迅速かつ適切に対応する。さらに、地域住民を対象とした意見交換会を開催し、住民からの要望や相談等に応じることなどにより、地域住民の不安の解消・緩和に努める。
- (2) 公安調査庁は、内閣情報会議、合同情報会議及びその他政府の重要案件に関す

る会議の構成員として情報貢献が求められている。加えて、「官邸における情報機能の強化の方針」（平成20年2月14日情報機能強化検討会議決定）では、公安調査庁について「我が国及び国民の安全・安心を確保するため、北朝鮮、国際テロ、大量破壊兵器拡散等の問題に関する情報収集能力を更に強化する」とされている。また、「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針」（平成19年8月カウンターインテリジェンス推進会議決定）に基づく各種施策の平成20年4月からの段階的な実施に伴い、カウンターインテリジェンス関連情報の収集についても更に強化する必要がある。

さらに、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」（平成20年12月22日犯罪対策閣僚会議決定）では、テロ、カウンターインテリジェンス、大量破壊兵器拡散、北朝鮮による拉致容疑事案に関する情報収集・分析機能の強化に加え、サイバーテロ・サイバーインテリジェンスについても、攻撃主体・方法などに関する情報収集・分析を継続的に実施することが求められている。

そこで、破壊活動防止法及び団体規制法に基づく破壊的団体等の規制に関する調査の過程において、より確度の高い情報を入手するため、情報ニーズを適切に把握した上で、

- ・情報収集及び分析・評価能力の向上
- ・情勢の変化に応じて特別調査体制を敷くなど、時々の優先すべき課題に沿った柔軟な対応
- ・外国関係機関等との連携強化

等を行う。また、上記調査の過程で得られる情報については、「内外情勢の回顧と展望」を始めとする各種作成資料を、必要に応じて適時・適切に官邸を始め関係機関に提供するほか、内外の公安情勢に関する情報の一部については、引き続き、ホームページに掲載して国民に情報提供する。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。